

岩手県告示第148号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成31年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年1月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高清建設
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪188番地30
 - ウ 代表者の氏名 高橋清雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第4673号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年1月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年2月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社東設備
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市高木第18地割71番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5327号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年2月7日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成31年1月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 日之出産業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大沢川原三丁目8番27号
 - ウ 代表者の氏名 中吉睦男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第9417号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年1月25日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成31年2月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社光龍
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中野一丁目17番5号
 - ウ 代表者の氏名 長澤幸広
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第20905号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年2月4日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成31年2月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 弥栄千葉建設
- イ 主たる営業所の所在地 一関市弥栄字大奈良111番地4
- ウ 代表者の氏名 千葉秀明
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第70031号
- (3) 処分の内容 とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年2月7日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成31年2月13日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社及川工務店
- イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町猿沢字小森31番地2
- ウ 代表者の氏名 及川敏
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第80005号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年2月8日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年1月17日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社エテルナ
- イ 主たる営業所の所在地 釜石市松原町三丁目6番6号
- ウ 代表者の氏名 檜山幸子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第110056号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年1月17日付けで管工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成31年1月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 家子不動産開発株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町上町14番28号
- ウ 代表者の氏名 家子和男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第110093号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年1月30日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成31年1月31日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社東北正栄
- イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第6地割字宮ノ口150番地14
- ウ 代表者の氏名 西村太一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第110103号

(3) 処分の内容 とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年1月31日付けでとび・土工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成31年1月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐藤建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 遠野市早瀬町一丁目1番18号

ウ 代表者の氏名 菊池一平

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-29）第637号

(3) 処分の内容 建築工事業、管工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年1月7日付けで建築工事業、管工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成31年1月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社コスモ通信システム

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市天神町13番29号

ウ 代表者の氏名 高橋秀治

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-25）第7968号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年1月23日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。